



平成26年5月22日

各 位

会 社 名 第一中央汽船株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 薬師寺 正和  
 (コード番号 9132 東証第一部)  
 問 合 せ 先 理事 総務部長 村瀬 史人  
 ( 電 話 0 3 - 5 5 4 0 - 1 9 2 7 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第67回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 公告方法の変更

公告閲覧の利便性向上及び費用削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

##### (2) 責任限定契約規定の新設

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役の責任を予め限定する契約については、各監査役の同意を得ております。

また、この定款変更に伴って、平成26年3月27日付プレスリリース「第三者割当によるD種種類株式の発行、定款の一部変更、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少のお知らせ」においてお知らせした単元株式数についての定款の変更内容を、後記のとおり変更させていただきます。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (公告の方法) 当社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 (公告の方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式につき、それぞれ1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式につき、それぞれ1,000株とし、D種種類株式につき1株とする。</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第27条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第28条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第33条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成26年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日

平成26年6月27日(予定)

以 上